

対政府要請行動（１）

<外務省、防衛省、法務省>

-----以下、要請内容-----

外務大臣 茂木敏充 殿

防衛大臣 小泉進次郎 殿

法務大臣 平口洋 殿

要請書

我が国を取り巻く安全保障環境や国際情勢が急速に変容するなか、持続可能な社会の実現と国民の安全・安心の確保は、国政における最優先の責務であります。特に、東アジアの緊張緩和に向けた外交努力や、緊迫化する国際紛争の平和的解決への主体的なコミットメントは、相互依存が進む国際社会において不可欠なアプローチです。また、地域住民が日々の生活を安心して営むためには、安全や人権を確保するための地位協定の見直しに加え、地域経済を支える外国人住民との多文化共生社会の構築が極めて重要な課題となっております。

つきましては、国民生活の安定と地域住民の安全、ならびに誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、政府におかれましては、下記の項目について特段の措置を講じられるよう強く要請いたします。

記

１．国民生活の最優先、国際相互依存を前提とした全方位に友好な国際関係の構築

- (1) 日中関係の早期修復のための具体的行動を取ることに
- (2) アメリカ・イスラエルとイランの国際紛争に対して平和的解決に向けて取り組むことに
- (3) 国際法が遵守されるよう国際社会に対して主体的に行動することに
- (4) 東アジアの緊張緩和により国防予算を増加させず、国民生活に直結する予算を充実させることに
- (5) 非核三原則を堅持することに

２．地域住民の安全と人権を保障するための日米地位協定の改定

- (1) 在日米軍について日本国内法の原則適用を実現することに
- (2) 軍事作戦での在日米軍基地使用について日本政府の事前同意を必要とすることに
- (3) 在日米軍基地について、日米両政府に加えて、基地所在地自治体を加えた協議の場を設けることに。

３．地域住民の生活のための多文化共生

- (1) 難民の申請、在留許可の更新・変更に係る手数料の引き上げを行わないことに
- (2) 外国人の在留資格については、地域社会・地域経済の担い手であることを考慮して、過度な負担を求めないことに
- (3) 外国人の継続的な在留について、政府の責任において、各自治体の地域多文化共生施策に対する財政的支援を充実することに

第 22 回全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表 市橋修治（北海道議）／藤本眞利子（和歌山県議）／山内末子（沖縄県議）

第 1 分科会「アジアの平和・共生の声を自治体から」

（各省答弁）

法務省

■「在留許可の更新・変更に関わる手数料の引き上げについて」

出入国、法務省の出入国在留管理庁、参事官室、課付の杉野雄一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。先ほどいただきました要望書について、私は在留の手数料に関する箇所を担当しておりますので、手数料に関するご説明をさせていただきます。

今回の国会で、在留許可手数料の上限額を引き上げる入管法の改正が成立したところでございまして、その趣旨等などについて説明させていただきます。昨今、我が国にいらっしゃる在留外国人の方は、令和 7 年末時点で約 413 万人となり、過去最多を突破しております。

この伸び率も非常にありがたいことに素晴らしく、令和 4 年末には約 300 万人だった在留外国人の方が、この 3 年でさらに 100 万人伸びたというところで、在留外国人が地域社会の担い手となっていることは、我々も当然承知しているところでございます。

その一方で、やはり外国人の方に対する、先ほどもご指摘があった日本語教育とか、あと地域のルールを学ぶプログラムの創設だとか、そういった在留支援の必要性ということも、非常に重要だと我々は考えておりまして、そのためにはどうしても、ある程度の財源が必要になるといった指摘を、法務から受けているところでございます。

入管の手数料の法律上の上限額は、今回の改正前は 1 万円だったんですけれども、これは昭和 56 年、約 41 年前からこの水準は変わっておらず、その後小幅な値上げはあったりとしたんですけれども、基本的には昭和 56 年から上限額は変わっていないくて、当然その昭和 56 年と昨今とでは、在留外国人の方とか、政府に求められる役割も大きく異なっていることから、今回上限額の引き上げをさせていただいたところでございます。

実際の上限額は、期間更新と変更については 10 万円、永住については 30 万円に引き上げることとしたんですけれども、もちろんこれは上限額でして、いきなりこの額にするものではないほか、法律上その金額を決定する考慮要素というものの、入管法上も明記させていただきましたので、我々としてはできる限り不当に高い金額にはならないように配慮をしていこうと考えています。

実際にいった手数料の値上げによって、在留外国人の方に対して必要な施策を行っていきたいと考えているところでございまして、そういったことを踏まえて今回の引き上げを実施しました、以上です。その在留資格に関する点について、別の担当から説明します。

■「在留資格に関して」

同じく、出入国在留管理庁の五十嵐健と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは、在留資格、外国人の在留資格に関してなんですけれども、在留外国人の方が増えているという状況がありまして、その中で一部の外国人の方で、在留資格っていうのはそれぞれ、厳密には活動自体は行えないんですけれども、それを逸脱するような形で活動されているという方がいらっしゃって、

地域住民の方々の不安とか、そういったところにもつながっているというご指摘もございます。

そういったところに対応するために、関係閣僚会議で取りまとめられました、外国人の受入れ秩序ある共生のための総合的対応策、こちらのほうで様々な項目を掲載したうえで取り組んでいるところなんですけれども、在留資格に関しましては、昨年 10 月に経営管理という、日本国内において経営活動、会社の経営を行っていただくための在留資格、これの基準の見直しを行ったところなんです。

それから、就労するための在留資格として、メジャーと言いますか、主だったもので、技術、人文知識、国際業務、技人国（「技術・人文知識・国際業務」）と言われる在留資格があるんですけれども、こちらに関しまして、審査において適切に在留資格に見合った活動を行っていくために、審査においても提出書類を追加して求めたりとか、そういった形で運用の見直しを図りまして、適正に国内において在留し、また適正な活動をしていただくために、法務省としましては今後も適正な運用を努めてまいりたいというふうに考えております。

■「外国人の継続的な在留について、政府の責任において、各自治体の地域多文化共生施策に対する財政的な支援について」

同じく、出入国在留管理庁、在留支援課の笹本賢太郎でございます。よろしくお願いいたします。要請の（３）番でございますけれども、各自治体の地域多文化共生施策に対する財政的支援を充実すべしというふうなご指摘をいただいております。

入管庁におきましては、外国人受入れ環境整備交付金というものを持っておりまして、これは各地方自治体、都道府県とか市区町村とか、そこは区別なく全団体を対象としておりますけれども、こういった地方自治体の皆様方が設置をしている在留外国人に対して、雇用であるとか医療であるとか福祉、その他生活上の様々な問題に対して、適切な情報や相談場所に到達することができるように、情報提供ですとか相談を多言語で行う、この一元的相談窓口に対する財政支援をしているものでございます。

今まで令和 7 年度までは、この一元的相談窓口、地方自治体さんが設置している一元的相談窓口の運営に対する経費の手当だけだったんですけれども、令和 8 年度からは試行的にこの一元的相談窓口の存在を知らない、あるいはなかなか知る機会のない在留外国人の方もいらっしゃるということで、窓口の外に相談員の方が出向いて情報提供をしたり、オリエンテーション活動をする。そういった活動に対してもこの交付金が充当できるというふうな仕組みを試行的に実施しているところでございます。令和 9 年度、まだ政府概算要求前でございますけれども、引き続きいった予算の拡充を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

法務省としては以上でございます。ありがとうございました。

外務省

■「（１）日中関係について」

外務省、アジア大洋州局、中国・モンゴル第一課、課長補佐の古谷桂子と申します。日中関係の部分につきまして、中国との間では戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な関係を構築していくとの方針は一貫しておりまして、日中に懸案と課題があるからこそ、日中間の幅広い

分野での重層的な意思疎通を行っていくことが重要であると考えておりまして、今後も冷静かつ適切に対応していく考えでございます。

■「(3) 国際法が遵守されるよう国際社会に対して主体的に行動」

外務省、国際法局、国際法課の森山隼と申します。ちょっと飛ぶんですけど、国際法が遵守されるよう主体的に行動することっていうところの部分について、まさに日本としては対外的協調によって武力による利用を防ぐとか、国際法の誠実さを遵守する、そういう基本原則ってというのがしっかり守られる国防の支配に基づいた社会、国際秩序っていうのを維持強化するっていうのが日本政府の方針でございまして、日本として、もちろん同盟国、同志国とかともそういうことをちゃんと提唱していきつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持強化っていうのを積極的に取り組んできてますし、今後も取り組んでいくということにつければなと思ってます。

実際、問題は G7 の声明とかにも法の支配の重要性っていうのは折に触れて触れられますし、ICJ による特殊犯法的意見の排出プロセス（ICJ による勧告的意見の採択プロセス？）などで、日本として口頭陳述を日本としての意見っていうのを提出、これはすべての国がやるわけではないことを日本として主体的にやっていると。そういった形で法の支配の維持強化に向けてしっかり頑張っていくということだと思います。以上です。

■「2 日米地位協定の改定について」

外務省、日米地位協定室（課長補佐）の安田（聡志）と申します。2 のご質問についてお答えさせていただきます。日米地位協定に関して、様々な意見があることは十分、外務省としても承知しております。

政府としては、これまで手当てすべき事項や事案の選択を踏まえて、効果的かつ最も機敏に対応できる適切な取り組みを通じて、1 つ 1 つ具体的な問題に対応させてきていただきました。例えば、2015 年には環境、2017 年には軍属に関する 2 つの補足協定、これは改めて締結させていただいております。

このような取り組みを積み上げながら、日米地位協定のあり方というものについては、普段に見直しさせていただきたいと思っております。

■「2 の (2)」

外務省、日米安全保障条約課の舟杉（秀平）と申します。2 の (2) の問いについてお答えさせていただきます。

在日米軍の施設区域の事前同意という点でございます。1960 年に締結されました日米安全保障条約に伴って、締結された岸・ハーター交換公文というものがございます。基本的に日米安全保障条約上、6 条において、米軍というのが日本の施設区域というのを使用することが認められているんですけども、それに対して、いくつかの類型においては事前協議が必要だというふうに定められておりまして、ご指摘のような戦闘作戦行動というものについては、米軍からの事前協議の対象となっております。以上です。

■「1の(2)」

外務省、中東アフリカ局、中東第2課の齊藤（美海）と申します。私はイランを担当させていただいております、1の(2)のアメリカ、イスラエルとイランの国際紛争に対して、平和的解決に向けて取り組むことについてお答え申し上げます。

今年の2月28日から攻撃が激化しておりますが、これまで累次にわたって、戦争当事者のアメリカ、イスラエル、イランに対して直接的な対話、会談を数多く行ってきております。対外交渉しているだけでも、イランに対してだけでも10回以上電話会談、対面、電話会談をしてきております。イランについては特に、西側諸国の中でも日本が独自のコネクションを持っています、直接的に対話できるという強みがあります。そうした中で、我々の立場、事態の沈静化が最も一番大事である。また、我々の国民の安心安全な生活のためにも、日本の外交的なコミットメントは不可欠だと思っておりますので、こちらの点を強く働きかけてきております。

これまでも、去年からですね、ずっと戦争続いてまして、ずっといった取り組みはしてきているんですけども、引き続き、関係諸国と連携して、アメリカとイランの間で合意がまた維持されまして、攻撃が停止されるような環境情勢に最大限努めてまいりたいと思っております。以上です。

■「1の(5) 非核三原則について」

外務省安全保障政策課の稲田（啓輔）と申します。要請項目の1の(5) 非核三原則についてお答えさせていただきます。非核三原則につきましては、政府としては政策上の方針として堅持しております。その上で、戦後ですね、我々は一貫して国際社会の平和と繁栄に貢献してきておりまして、こうした立場は変わりません。我々は唯一の戦争被爆国として、引き続き国際社会と緊密に連携しながら、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器不拡散条約 NPT 体制を維持強化するための現実的かつ実践的な取り組みを進めていく考えでございます。

■「2の(3)」

はい、防衛省在日米軍協力課の中村です。要請項目2の、(3)についてお答えいたします。日米地位協定第25条により設置されている日米合同委員会を含め、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有するよう、日本政府が責任を持ってアメリカ政府と協議しております。

その上で、在日米軍の円滑な駐留、あるいは日米同盟の維持強化のためには、関係自治体のご理解とご協力が不可欠であります。このため、政府といたしましては、日米間の協議に際し、関係自治体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考えに立って、米側との議論を行うべきであるものと認識しています。

防衛省といたしましては、引き続き関係自治体のご意見を踏まえつつ、可能な限りそのご要望に応えられるよう、米側と協議していく考えです。以上です。

■「1の(4)」

防衛省大臣官房会計課です。私から、要請項目1の(4)の、防衛予算に関する要望事項についてお答えいたします。我が国を取り巻く安全保障環境というのは、一層急速に厳しさを増している

状況でして、今の防衛力の抜本的な強化というのは、待ったなしの課題です。防衛関係予算っていうのは、あくまでも国民の皆様の命と平和な暮らしを守り抜くために必要なものとして、予算計上しているものになります。

その上で、政府としては防衛力の強化を進める中であっても、国民の生活に直結するような、社会保障ですとか教育とか、そういったところも含めて、各種の施策に必要な予算はしっかり確保していくっていう、そういう考えに立っております。以上です。

（議員の発言、省庁の答弁）

■ 大山奈々子（神奈川県議）

神奈川県議の大山と申します。要請項目 2 の（1）、在日米軍について、日本国内法の原則適用を実現することなんですけれども、横須賀で米兵が交通ルールを無視して、若者のバイクに乗った人を殺害してしまった事件があったんですが、その後、米軍人が米軍基地内で運転を続けていたということから、日本の国内法が、道交法などは基本適用されるかと思われていたけれども、免許の取り扱いについてはその限りではないというポケットが存在することが分かりました。

在日米軍操縦許可証を日本の国内の運転免許証と同等に扱うという日米地位協定の取り決めはあっても、事故を起こした場合に、日本人であれば免許停止や免許取消しになるものが、警察の権限もそこに及ばないということが明らかになり、先日県議会での答弁でも、国内法で対応すべきだというふうに知事も答えていました。

この問題は本当に由々しきことであって、警察が日頃、国民の安全のために頑張っているにもかかわらず、米兵犯罪に関しては、この免許が取消しにも、停止にもならないということは、速やかに改善しなければならない問題だと考えていますが、いかがでしょうか。

■ 外務省

ご指摘、承りました。第 1 にですね、米軍に国内法を適用すべきかというご指摘に加えまして、第 1 に申し上げますと、一般に国家はその領域内で主権を有しておりますし、その領域内にあるものは外国人を含め、組織的にその国の法令が適用されるところが大前提です。

その上で、一般に受入国との同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊、及びその構成員等には受入国の法令を尊重する義務、これを負いますけれども、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入国の法令の執行や裁判検討から免除されるというふうに、これ、一般的に考えられております。こうした基本的な考え方自体は、国際的にも広く共有されていると理解しているものでございます。

その上で、派遣国と受入国との間で、外国軍隊の活動がその滞在目的に沿った形で問題なく行われるように、個々の事情を踏まえ、受入国の法令の適用について具体的調整を行うべく個別の取り決めが結ばれることが一般的でして、まさに日米地位協定というのは、そういった位置づけのものでございます。

こうした中で、ご指摘の例も踏まえ、ご指摘のようなケースも含めて、米軍に対する日米の法令の、日本の法令の適用について調整が行われているというところでした、日米地位協定の第 16 条に基づいて、米国も我が国の国内法令を尊重する義務、これは負っているものでございます。

■大山奈々子

米軍にとっても、国内法令を尊重する義務を負っているということですが、負っているのに、それがなされていないこの現状は変えていただかないといけないと思っているんですが、取り組みの予定はいかがでしょうか。

■外務省

ご指摘のような事例も踏まえてですね、まさにその手当てすべき事項や事柄の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取り組みは何なのか、ということも踏まえてですね、日米地位協定のあり方、これ、普段に検討させていただきたいというのが政府の立場になります。

■司会・市橋

今のところはやっぱり改善することが大事だと思いますんで、よろしくお願いいたします。

■山内末子・沖縄県議会議員

2 項目の (3) 在日米軍基地について、日米両政府に加えて、基地所在地方自治体を加えた協議の場を設けることを、私たちは提起をしております。普天間基地につきまして、この間、もう 30 年前から、「6 年から 7 年、ないし 7 年につき返還の予定」が今に至っても返還されていないということ。この間のいろんな政治的な流れもございます。しかしながら、今、地元の佐喜眞（宜野湾）市長も含めて、沖縄県全体で普天間基地がいつ返還されるのか、明確に示してくれっていうことをずっと政府に求めてきております。

その中で、この度、また新たな普天間基地につきましての整備計画が突如と湧いてきております。なんと 61 億をかけて燃料施設を整備するということ。この件につきましても、沖縄県も、ほとんどその件について何も知らされていない、というのが現状です。この件につきまして、少し具体的にお聞かせいただきたいと思いますと思っています。

■防衛省

防衛省です。61 億円をかけて整備っていう、記事が、報道されていたことは、承知しております。ただ、その内容につきましては、担当ではないところもございまして、この場では、お答えが、できかねるということで、ご理解いただければというふうに考えております。

■山内末子

じゃあ、先に私が申し上げました、地元の理解とか、地元と一緒にやっていくっていうことは、これは当然のことだと思っています。それが 30 年間、反故にされているということ。

辺野古の代替施設が完了しないっていうこともありますけれど、地元では、それが今、当初の約束とはちょっと違う形で、（辺野古で）1,800 メートルの滑走路ができなければ、ほかにも使うんだっていうようなことにも、言及されてきております。辺野古ができて、普天間基地は返さない。その上に、那覇空港も使うんだというような動き。そういうことが、まったく地元を、無視された

形で、政府と米国との協議がなされてるということに対しまして、これは地元無視の、政府の姿勢の表れです。

この件につきましては、皆さん方のほうで、これ政治マターになるかとは思いますが、これが現状の、今の現状につきましては、まだ皆さんのほうでは、どのような形を、形で進めていきたいのか、その件も含めてお願いしたいと思います。

■防衛省

すみません、今の、おっしゃったこと、多分、普天間の移設のことかと思えますので、ちょっとその点につきましても、私のほうの直接の担当ではないということも、ご理解を。大変恐縮ですが、関係自治体の、皆様のご意見っていうものも踏まえつつ、可能な限り、ご要望に応えられるよう、引き続き、協議のほうは進めていきたいというふうに考えております。

■山内末子

もちろん、皆様方の判断できないことだと思っております。しかし、これだけ私たちの総意なんです。地元の理解をなくして、地元としっかりと協議を進めてくれ、協議の場にしっかりと、地元を入れてくれっていうことですので、それはしっかりと、上のほうに、大臣までしっかりと通じるような形で、お願いしたいと思います。

■西聖一・熊本県議会議員

先ほどの答弁をお聞きますと、さすが官僚ですから、法に基づく、そしてこれまでの歴史を踏まえた、優秀な回答だと思っておりますけども、現場はですね、ほんとに地方は軍事化してるんですね。例えば、熊本県の場合は、ミサイル配備がされました。市民運動が怒っていますから、ご存知のとおりだと思いますけども、説明会すら実施してくれません。

これはですね、世界各国が大変な状況にあるというから、日本も軍備を強化しなければならない、防衛しなければならないっていうことは分かりますけども、一方、逆のほうから見れば、日本がどんどん軍事を、防衛を強化すれば、（日本が）不沈空母化してるわけですね。

熊本は駐屯地二つあるから、そういう雰囲気もありますけども、弾薬庫を新しくして、弾薬庫は、普通は鉄砲の弾とかそういう装備品ですけども、ミサイルまで弾薬庫の中に入ってしまう。これも全国百か所に置かれてるんでしょうけども、ミサイルはもう軍事基地ですよ。

ジュネーブ協定によれば駐屯地であつたり、そして市民に攻撃をしてはならないとありますけれども、基地化すれば、それも標的になるってことは、市民はみんな分かってるわけです。それが地方はもうみんな分かってます。

宮崎県では、もう F-35 系が配備されたという記事も出ましたけども、そういうことをですね、しっかりシビリアンコントロールしてもらわないと、地方の私たちが一番目の前に見てる、このことをですね、今日お伝えしたいと思ってますので、よろしくお願いします。

■越川好昭・綾瀬市議会議員

まず最初にですね、1 の（1）日中関係の早期修復のための具体的行動を取ることで、質問したい

と思います。ご存知のようにね、綾瀬市は米軍基地（厚木基地）があります。高市首相が「台湾有事は存立危機事態」発言された。中国の内政問題である台湾問題に、自衛隊が派遣されるっていうことになる、アメリカがイラン攻撃したときイランは報復攻撃したように、当然、日本と中国の間で戦争なんてことになったら、巻き込まれるわけですよ。沖縄、沖縄が一番大変だし、本土だって報復される可能性がある。

私は仲間の議員、数人と「日中不再戦神奈川自治体議員ネットワーク」を作って、日中関係は平和共存が一番と、日中友好が最大の安全保障だと訴えています。

高市首相の発言で日中関係、どんどん悪化してます。経済にも影響、及んでるわけですよ。高市首相が台湾有事発言を撤回しない限りは、中国は日本に対してどんどん経済制裁し、日中関係はどんどん悪化すると。一番の原因である高市首相の発言を撤回しないことには、日中関係改善しないと思いますが、そのへんどう思ってるのかということですね。

日本が中国を敵視して防衛力増強している、戦争準備をしているというふうに私は見てるんですけども、その中国を敵視する根拠をお聞きしたい。中国に対して防衛力強化する根拠はどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

■外務省（古谷桂子）

ご意見ありがとうございます。台湾をめぐる、件につきましては、台湾海峡の平和と安定は、国際社会全体の安定にとって重要なものであります。台湾をめぐる問題が台湾により平和的に解決されることを期待するというのが従来から一貫した立場でありまして、そのような立場から台湾をめぐる情勢についても引き続き関心を持って注視していくという、方針でございます。

また、中国との関係につきましても、重ねてになるんですが、戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な関係を構築していくというのが方針が、一貫したものでございまして、引き続き日中の間には懸案と課題があるからこそ、幅広い分野で重層的な意思疎通を行っていくことが重要であると考えております。以上です。

■越川

台湾は中国の内政問題だということは国際的に理解されてると思います。日中国交回復したときにも、「台湾は中国の不可分の領土の一部である、これは尊重する」と書かれている。歴代内閣はそれを尊重してきたわけです。高市首相が全部ひっくり返したんです。ね、これをまず撤回しないことには、日中関係良くならないと思う。台湾は中国の領土の不可分の領土の一部であるということは現在でも了解されてるのかどうか、お聞きしたい。

もう一つ、アメリカのトランプ大統領は中国と敵視をしているところもあるんですが、何回も首脳会談やっている。関係悪化した発言をそのままに「門戸は閉ざしていない」という態度は失礼な話ではないか。日中首脳会談の準備を用意があるのかどうか、お尋ねいたします。

■外務省（古谷桂子）

台湾をめぐる立場につきましては、一貫した立場であります。ただ、総理の（発言の）撤回については、こちらではお答えは差し控えさせていただきたいと思います。政府間交渉については、承

知していない部分もありますので、差し控えさせていただきたいと思います。引き続き適切に対応していく考えでございますので、以上です。

■上野学・鎌倉市議

私も公務員やってましたので、皆さんの立場ということは非常に承知をしているところです。はっきり言って、政治家の皆さんの考えてることと、皆さんがやりたいことと必ずしも一致しないんじゃないかなと思っております。そんな中で、と、1 のですね、(3) の国際法の遵守のところなんですけども、これまで様々な場面で発言をされてきたということで、法の支配に基づく国際秩序の維持というのが目標です、と言っていたのは非常に良かったなと思っています。

その上で、具体的にお尋ねしますけども、アメリカに対して、ベネズエラの首相を拉致をしようと言っているんでしょうか、それからイランに対しての先制攻撃と理解していると思われるような行動をされている。これは具体的に、国連憲章の2条4項の違反行為、武力攻撃に当たるのではないかなと思うわけですけども、外務省の理解はどのようになっていますか。

■外務省国際法課の森山

様々なお考えがあると思います。国際社会、国際法学者とかですね、各国様々な意見を表明しているかと思いますが、その部分について国際法上どういうふうに評価できるかっていうのは、まさにそういうふうな様々な議論が行われているところでもあるということもあって、恐縮ながらちょっと差し控えさせていただきたいかなと思います。

■上野学

私がお尋ねしたいのは、国際法学者等の公式見解ということではなくて、日本政府としてどのように認識をされているか、これがなければ外交できないと思うんですよ。ですから、日本政府として今どのように認識をされて、今後の対応をされていくのかっていう、そのキーになると思いますので、そのあたり。先ほどおっしゃったのは、様々な場面で発言をされてるということがあったと思いますので、その認識はまずお尋ねしたいです。

■外務省

様々な場で発言してるっていうのは、法の支配、維持強化の重要性っていうのを様々な場で提唱してるっていう意味で、様々な場で申し上げてるというふうに申し上げたかと思うので、今回の個別のベネズエラの事案であったり、アメリカのイラン攻撃等々についてはですね、先ほど申し上げたように、専門家の間を含めて国際社会において様々な議論が行われているということと、あと、日本っていうのは、詳細な事実関係を十分把握する立場にはちょっとなれないっていうところもありまして、確定的な法的評価っていうのは、ちょっと行うのは困難、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

■上野学

はい、今ちょっと衝撃的なお答えというか、当事者でないので詳細な事実を知る立場にないとい

うことで、その上で外交をやっていくっていう、厳しい環境に置かれてるのが日本政府なのかなということを感じていました。

具体的に、少しお尋ねしますが、これアメリカに対して、この国際憲章の違反の可能性があるよと、差し控えたほうが良いのではないかということというのは、外務省のほうからでもいいですし、政治の関係のある方からでもいいと思うんですけども、何か伝えていたりするんでしょうか。

それとも、これについては黙認するということで、特にそういったことはされていないんでしょうか。

■外務省

イランに関してお答え申し上げます。アメリカに対してどのような発言をしたか、申し訳ございません、私は詳細を承知しないのですが、おそらくですね、確定的な日本の見解は述べていません。先ほど説明があったとおり、国際法違反ですよとは言ってません。ただ、国際法違反ではないですね、この攻撃は法的な範囲内で行われてますねという言い方ももちろんしてないです。

今ご説明申し上げたとおり、いろいろな議論がありまして、で、議論をずっと続けているんですね、この攻撃や、おそらくベネズエラのトップの拉致についても、きっといろいろな部署とか関係者とずっと議論を続けていて、意見交換を続けていて、考えてはいるんですけども、おそらく日本として断定する、これは国際法違反ですっていう断定する仕方はしないと思います。

またお尋ねの、どのように相手国に対して考えを表明しているかっていうのは、例えばイランからはですね、累次に渡って、アメリカのこれは国際法違反だっていうのは、もう公的な場でもはっきり言われてきています。

これに対しても、日本の考えをはっきりは、そうですねとも同意しませんし、違いますよとも言いませんけれども、なんて言うんですかね、私たちの立場は、とにかく今は攻撃を止めることが大事で、この情勢を安定化させることが大事だから、過激な、必要以上の反応をやめてくれ、エスカレーションさせるのをやめてくれっていう説得、働きかけをずっとしてきています。

■越川

アメリカが攻撃を始めたんでしょうよ、今でもやってんでしょうよ。そこはやめなきゃ終わんない。

■外務省

アメリカからの攻撃ももちろん続いていますけど、それはなぜかという、イランが攻撃の応酬、反撃をしているからなんですよね。

■越川

始めたやつが悪いんだよ。

■外務省

働きかけを私どもは続けてきております。

■越川

先に手を出したやつが悪いんだよ。

■牧瀬昭子

外務省の中国・モンゴル課の古谷さん、そして防衛省の方にちょっとお尋ねしたいと思います。

私、去年 2025 年 4 月にですね、訪中をさせていただきました。やはり平和的な外交ということで、私たちは求めていかなければならないですし、敗戦 80 年ということですね、731 部隊の加害の歴史というのを私たち知らなければならぬ。それではなければ、対等な平和的な解決というのをどうやって見つけていったらいいのかということについてですね、民間でやれることをと意思まして。ただ、高市首相の発言のあと、大変厳しい対応をですね、しておられるのではないかと、対応が難しいのではないかと。

先ほどから包括的な対話をということでおっしゃっておられますけれども、あのあとですね、私たちのほうもどういうふうに友好関係を作っていくかということがあると思うんですよ。でも民間同士はですね、やはり戦争絶対したくない。私はそういう気持ちで中国の方と対話しました。中国の方も、歴史的な被害を受けたこと、自分たちの先輩たちがこういうふうな思いをしていることについては、絶対忘れてはいけないと思う。だけど、これから友好的な関係を築かなければならない。これで恨みを持って戦争をしようとは絶対に思っていない、ということが、中国人の方と対話する中でおっしゃられるんですよ。私は涙ながらに、友好を築いていく、ということを約束して帰ってまいりました。なので外務省の方も、防衛省の方も、絶対に戦争をしない、ということを肝に銘じて、ぜひ対話をしていただきたいと思うんですね。

そこで、現在の状況、中国との対話の中で、政治的なところで大変な状況だと思うんですけども、担当者として、相手の担当者とどういうふうな今、やり取りになっているのか。その包括的な意思疎通というのが、どういうふうになされているのか。懸念点も含めて教えてください。

■外務省（古谷桂子）

ありがとうございます。昨年訪中されて、実際に現地の方と交流されたということで、いろいろお話を伺っていただき、ありがとうございます。

中国側との意思疎通を継続していくことが重要ということで、担当レベルで電話やメール等でのやり取りをすることはできている場面もあるので、引き続きそうしたところから続けていけたらいいなと考えております。はい、以上です。

■森一敏・金沢市議会議員

日中関係は、金沢市も蘇州市と姉妹都市、もう随分長い交流の歴史を刻んできました。それが、議員も今年公式訪問、訪問団を編成する予定になっていたんですね。しかし残念ながら、これが蘇州市のほうからお断りがあったと。これは様々なこの間の交流関係にあったところで、起こってきている。そして経済的な問題、これは深刻化しているというの責任ですよ。日本の中の責任というのは、一体誰が持っているのかと。

それが曖昧にされたまま、戦略的互惠関係、包括的にやっていくと。この文言だけがね、ふわふ

わ浮いているような印象があるんです。高市首相はなぜ撤回しないのか。正確な情報ではありませんが、「ホルムズ海峡に自衛隊の艦船を送れませんよ」と。高市首相を強く諫めた外務省の高官がいらっしゃる、というふうに伝わってはきていますよ。だから、包括的、戦略的互惠関係でやっていくと。繰り返しおっしゃられる外務省の有能な官僚の方々には、首相に対して、日中関係改善のとげになっているこの問題を政治的に解決していただかなきゃ困ります、ということ、やっぱり諫めていただく必要があるんじゃないかと思うんです。

これがなければ、さらに状況は悪化すると思ってます。見解を聞いても答えが返ってこないかと思いますが、お願いします。

■外務省

ご意見、ご要望、ありがとうございます。いただいたご意見は省内で順番に共有し、報告させていただきますので。以上です。

■一般参加

恐れ入ります。一般人で申し訳ないんですけども、ちょっと制度が分からなかったんで、今、諫めてっておっしゃったんですけども、やはり高市さん、ここと関係ないかもしれないんですが、小泉さんも、EEZの問題で国際法では適用されてるのに中国とロシアが悪いっていう発言が先日ございましたけれども、やはり小泉さんにもぜひとも伝えてほしいなと思ってることなんですけれども、やはり高市さんにも、小泉さんにも、きちんと誰か教育っていうか、ちゃんと指摘をする人がいたらいいなと思いますので、省庁内にそれぞれ作ってほしいなって、そういう部署を、というふうに要望いたします。

年が若くても、若いから言いづらいとか、部下だから言いづらいっていうのはあるかもしれないんですけども、やはり教育係、本当に教育っていうか考え方をきちっと説明する人が必要じゃないかと、私は思っております。よろしく、各省庁にそれを要望したいんですけども、まずは法務省と外務省なので、よろしくお願いします。法務省のほうでもそういうことって考えられるんじゃないかと私は思うので、ぜひともよろしくお願いいたします。

■司会・市橋

今の指摘でいいですね。はい。はい。外務省と法務省のほうでしっかり受け止めて、きちっと対応してください。最後になります。

■齊藤友孝:横須賀市民

私自身、第1分科会に出てなくて申し訳ないです。個別の指摘になります。1の(5)、先ほど外務省から最初の説明の最後のところで、非核三原則を堅持するのはこの日本の政府の方針だとしっかりいただきました。茂木外務大臣におかれましては、非核三原則を堅持するっていう話は、私が知るところでは聞いてないんですけども、非核三原則を見直すという話っていうのは一切聞かれてない。外務省の見解としては全くもってそのとおりだと思います。

ところで防衛省、昨日、防衛大臣、フランスで核を見て、日本も核を持つべきだということを×

にて、日本国内のみならず全世界にて発信していたと思います。防衛省の見解としてはどうなんですか。あれは大臣が独断で言っていたことなんですか。それを内閣官房はここにはいらっしやいませんけれども、諫めたりであるとか、あと外務省としても、それってどうなのっていう話を出したりだとかっていうのはあったのか。私も横須賀から来ていますので、その件が大変気になりましたので、指摘させていただき、防衛省からいらっしやった方から直接お話をいただきたい。

■ 防衛省

防衛省でございます。今のお話は、ちょっと小泉大臣のそういう発言があったかということでございますが、申し訳ございません。ちょっとこの件に関してですね、ちょっと私のほうからちょっとコメントすることは、ちょっと直接の担当ではないっていうところもございまして、ちょっとご理解をいただければというふうに考えております。

■ 藤本寿子・水俣市議会議員

熊本県水俣市から来ました。環境省の方たちとはいつも交渉をして、重ねております。私どものところは水俣病の問題があるんですけれども、今回はそれを押して第1分科会に出させてもらいました。これはこの防衛に関することでございますけれども、地域はですね、水俣市で、今、私は調査をしましたけれども、この戦争（イラン戦争）が起こってから、そして高市発言があったから、どんどんどん地域は疲弊しております。

原油の問題、様々な問題で疲弊していますけれども、そのことをまず国の外務省の方、法務省の方、皆さんどのように捉えておられるか、聞きたいと思います。円安のこともありまして、ほんとに地域が苦しい中で生活をしている、戦争をやめてほしい、そのことをきちんと捉えていらっしやるのかどうか。地位協定もそうですけれども、そのことをまずお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ 防衛省

じゃあ防衛省から、お答えいたします。防衛力の強化っていうのは、当然、国民の皆さんの命を守るために必要なものでございまして、ただ、それと同時に、国民の生活に直結するようないろんな施策に必要な予算もしっかりと計上していくっていう、その政府の考えは変わりありませんので、いろんな中東情勢とか、いろいろと情勢があるとき、その中において物価高等もありますが、引き続き財政の持続可能性をしっかりと実現しながら、いろんな政府が抱えるいろんな課題にしっかり対応すべく、必要な予算を計上していきたいというふうに考えております。

■ 司会・市橋

それぞれ十分だったかどうか分かりませんが、時間が前倒しなので、法務省と外務省、そして防衛省に対する要請行動、これで終わりたいと思います。各省庁の皆さんも、本当にありがとうございました。